

# 特別養護老人ホーム 敬心苑 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人広仁会が開設する特別養護老人ホーム敬心苑事業所（以下「敬心苑事業所」という。）が行なう介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等が、要介護状態にあたる高齢者に対し、適正な入所生活介護を提供し高齢者及び、その家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (運営方針)

第2条 介護サービスの提供に当たっては、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上を図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行なうものとする。なお、介護サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

## (利用対象者及び利用定員)

第3条 この事業の利用対象者は、次に掲げるおおむね65歳以上の要介護老人（65歳未満であって初期認知症に該当する者を含む。）とする。

- 2 この事業所の利用する場合については、身体上又は精神上の著しい障害があり、日常生活を営むのに支障があり、常時の介護を必要とする人。
- 3 利用定員は、53人とする。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム 敬心苑
- 2 所在地 筑西市野殿1595-3

## (職員の種類、員数、及び職能内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 2) 生活相談員 1名以上  
常時必要な相談及び援助を行ない得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とする。
- 3) 看護職員 看護師又は準看護師 2名以上  
看護職員は利用者の健康管理状況を的確に把握する。

- 4) 介護職員（看護、介護職員で3：1を保つようにする） 18名以上  
 介護職員は利用者の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 5) 機能訓練指導員 1名  
 機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行なう。（看護職員がこれを兼務することができる。）
- 6) 介護支援専門員 1名以上  
 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成を行う。
- 7) 栄養士 1名  
 利用者の栄養状態や嗜好等を考慮した献立の作成、栄養指導、適正な衛生管理等を行う。
- 8) 調理員 3名以上
- 9) 事務員 (必要に応じた人員)

(利用に関する説明)

第6条 サービスの内容及び利用期間等についての同意については、別紙書面により説明をし、同意を得確認の上で行なうことを基本とする。

- 2 利用者が介護老人福祉施設の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、事業者はその他保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領等)

第7条 本事業所が提供するサービスについての利用料は、介護報酬の告示上の額とし、利用者から国が定める負担割合に応じた額の支払いを受ける。  
 ただし次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 1) 食材料費           | 1600円 |
| 2) 居住費            | 915円  |
| 3) 理美容代           | 1000円 |
| 4) 売店             | 購入分   |
| 5) 電気代、おやつ代、振替手数料 | 実費    |
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振替により、指定期日までに受け取る。

(施設サービス計画の作成等)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。

- 2 当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならない。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(介護)

第9条 介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行なうことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行なうものとする。

- 2 入浴の実施に当たり、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助等適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
- 3 排泄の介護に当たっては利用者の心身の状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施するものとする。
- 4 オムツを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したオムツを提供するとともに、オムツ交換に当たっては、頻繁に行なえばよいということではなく、利用者の排泄状況を踏まえて実施するものとする。
- 5 生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行なう。
- 6 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておく。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行なうものとする。

(食事の提供)

第10条 食事の提供に当たっては、次の点に留意して行なうものとする。

- 1) 利用者の年齢、身体的状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行なう。
- 2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行なうとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

- 3) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受け提供する。
- 4) 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものを提供する。
- 5) 食事時間は、朝は、7：45 昼は12：00 夜は18：00とする。  
(ただし料理の種類及び内容により変更することがある。)

(機能訓練)

第11条 機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

(健康管理)

第12条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(相談及び援助)

第13条 相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行ない得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とする。

(緊急時の対応)

第14条 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該介護老人福祉施設が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の措置を講じる。

(秘密保持)

第15条 敬心苑指定介護老人福祉施設の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第16条 敬心苑指定介護老人福祉施設の職員は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第17条 事業所は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが指定介護老人福祉施設サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、施設サービスに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した施設サービスに関して国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (身体拘束の適正化)

第18条 身体的拘束等の適正化の取組み 事業所は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、自傷他害等の恐れがある場合等、契約者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行わないものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 2) 虐待防止のための指針の整備
  - 3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回以上、新規採用時）
  - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（入所者の家族等高齢

者を現に養護する者)」による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 当事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2) 継続研修 年 1回
- 2 従事者は業務上知りえた利用者又は、家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人広仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第22条 当事業所を利用し、サービスの提供を受けるに当たり利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)については、契約書の中に明記し、口頭でも説明を行なう。

(非常災害対策)

第23条 非常災害等の緊急時には消防計画に基づき、利用者の安全第一をモットーに措置を講じる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成12年10月16日	利用定員の変更(50人→53人)
平成17年10月1日	利用料等・食事時間の変更
平成30年2月1日	第1条 一部削除、第5条 一部追加・修正、 第7条 一部修正、第12条修正
令和6年4月1日	第7条 一部修正
令和6年11月1日	第7条 一部改正、第15条 追加
令和7年4月1日	第15条追加、第16条追加、第17条追加、第18条追加、 第19条追加